

これは謄本である。
令和3年3月8日
さいたま地方裁判所第4民事部
裁判所書記官 森本重紀



さいたま地方裁判所 御中
事件番号令和2年(ワ)第2509号
損害賠償請求事件
原告 株式会社ウルフアンドカンパニー
被告 天羽優子

令和3年3月7日

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー 代表者 代表取締役社長 大竹 誠



準備書面2

1. 損害賠償の内訳

- 財産権である複製権の侵害が20万円
- 財産権である公衆送信権の侵害が20万円
- 著作者人格権である公表権の侵害が20万円
- インターネット上で無断掲載された精神的苦痛の慰謝料が40万円

合計100万円

2. 著作権者は株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹誠一です。

被告の答弁書への反論

第1に対して

原告の主張通りの判決を求める。

第3に対して

原告は株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹誠一です。

第6に対して

私の創作した書面であるから著作物であると主張する。

第12に関して

越谷警察に被告が削除前のものが残っているが、本件と関係なのであえて争わない。





第 13 に対して

原告が理由を本件で説明しているとおりです。理由が存在するから訴訟に至った。